

女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人つなん福社会 行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標 1) : 計画期間内に、
女性の副主任以上の役付職員の割合を現状(令和3年3月現在)
の71.1%(52名中37名)から80.0%にする。

取組内容：下記の各種資格取得を促す。

- 令和3年4月～ 役付職員になるための必要資格(介護福祉士、社会福祉主事、管理栄養士、調理師、介護支援専門員、実務者研修…など)がない職員は、自ら積極的に取得するよう促していく。
また、社外研修(認知症実践者・リーダー研修、ユニットリーダー研修、喀痰吸引指導者研修…など)にも個々を指名し積極的に受講させていきスキルアップを図っていく。
★コロナの影響で、実施時期が未定の研修もあり。